

●香川県監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年2月4日

香川県監査委員 仲 山 省 三  
同 鍋 嶋 明 人  
同 宮 本 欣 貞  
同 都 村 尚 志

平成21年度行政監査結果に対する措置状況

〔個別改善・検討事項〕

| 部局名 | 所属名 | 財産名称                   | 個別改善又は検討事項   | 左に対する措置状況   |
|-----|-----|------------------------|--|---|
| 政策部 | 政策課 | 大の場健康体育センター跡地等         | 未利用地に対する利活用計画の策定又は売却等を含めた処分を検討する必要がある。   | 高松ウォーターフロントの一部として、海辺の空間を活かした、にぎわいの創出につながる施設を誘致するために、経済状況等を見据えながら、売却等に向けた検討を進める。                                 |
|     |     | 東京学生寮                  | 長期間無償で貸し付けているものについて、現時点での無償貸付の合理的な理由の有無の再検討を行うとともに、貸付目的や県と貸付団体との負担のあり方を踏まえ有償化の可否、譲渡等について検討する必要がある。<br>また、借受人が貸付契約事項に従って正当に使用しているか否かを常に監理する必要がある。 | 検討の結果、現時点での無償貸付の合理的な理由があると認められるとともに、貸付目的等から今後も無償で貸付けを行うことが適当であると考えている。<br>また、貸付契約事項に従って使用されているか定期的に現地確認を実施している。 |
|     |     | 生島えび養殖場跡地（セミナーパーク整備事業） | 土地開発公社の保有地について、早期に県が買い戻す必要がある。<br>また、県が買い戻すことが困難になった土地については、早期に売却等の処分を検討する必要がある。   | セミナーパーク整備基本計画のあり方と併せ、土地の取扱いについて検討する。  |

|     |              |                  |  |   |
|-----|--------------|------------------|--|---|
|     | 交通政策課        | 与島第二駐車場等（多目的広場）  | 行政財産として分類されているにもかかわらず、公用又は公共用に供されていないものがあるので、早期に利活用計画を策定するか、貸付け・売却等の処分を行う必要がある。  | 多目的な用途に活用しているほか、第二駐車場が容量不足となった場合は、臨時駐車場として利用している。<br>「与島活性化検討会」において、本四高速株式会社などとも連携し、利活用について検討を進める。              |
| 総務部 | 総務学事課        | 大的場海水浴場          | 長期間無償で貸し付けているものについて、現時点での無償貸付の合理的な理由の有無の再検討を行うとともに、貸付目的や県と貸付団体との負担のあり方を踏まえ有償化の可否、譲渡等について検討する必要がある。<br>また、借受人が貸付契約事項に従って正当に使用しているか否かを常に監理する必要がある。 | 検討の結果、現時点での無償貸付の合理的な理由はあると認められるとともに、貸付目的等から今後も無償で貸付けを行うことが適当であると考えている。<br>また、貸付契約事項に従って使用されているか定期的に現地確認を実施している。 |
|     | 総務事務集中課      | 郷東書庫             | 今後、発生する未利用地について、利活用計画を定めることができないものについては、売却等を含めた処分を検討する必要がある。   | 郷東職員住宅と併せて一般競争入札による売却を予定している。   |
|     | 職員課          | 香川県双子浦職員寮        | 未利用地に対する利活用計画の策定又は売却等を含めた処分を検討する必要がある。   | 現在、係争中のため、処分できない。係争の結果を踏まえ、対応を検討する。   |
|     |              | 桜町職員住宅<br>郷東職員住宅 | 今後、発生する未利用地について、利活用計画を定めることができないものについては、売却等を含めた処分を検討する必要がある。   | 一般競争入札による売却を予定している。   |
|     | 県民活動・男女共同参画課 | 県民参画センター整備事業用地   | 土地開発公社の保有地について、早期に県が買い戻す必要がある。<br>また、県が買い戻すこと  | 平成17年に当該整備事業計画は、「国と協議し、指定用途が解除された後売却」との方針が決定しており、   |

|                   |         |                   |   |   |
|-------------------|---------|-------------------|---|---|
|                   |         |                   | が困難になった土地については、早期に売却等の処分を検討する必要がある。   | 「国有財産売買契約書」に基づく用途制限は、平成18年に解除されていることから、売却等を検討している。  |
|                   | 危機管理課   | 防災資機材センター         | <p>長期間無償で貸し付けているものについて、現時点での無償貸付の合理的な理由の有無の再検討を行うとともに、貸付目的や県と貸付団体との負担のあり方を踏まえ有償化の可否、譲渡等について検討する必要がある。</p> <p>また、借受人が貸付契約事項に従って正当に使用しているか否かを常に監理する必要がある。</p> | <p>検討の結果、現時点での無償貸付の合理的な理由はあると認められるとともに、貸付目的等から今後も無償で貸付を行うことが適当であると考えている。</p> <p>また、貸付契約事項に従って使用されているか定期的に現地確認を実施している。</p> |
| 環境<br>森<br>林<br>部 | 廃棄物対策課  | 総社塩田跡地            | 未利用地に対する利活用計画の策定又は売却等を含めた処分を検討する必要がある。  | 排水路などのインフラが未整備な現状では建物の建築が困難な土地であり、また、産廃の処分場跡地でもあることから、利活用や処分を行うには課題も多いが、対応について検討を進める。                                     |
| 健康<br>福<br>祉<br>部 | 健康福祉総務課 | 旧香川県健康増進センター（駐車場） | <p>長期間無償で貸し付けているものについて、現時点での無償貸付の合理的な理由の有無の再検討を行うとともに、貸付目的や県と貸付団体との負担のあり方を踏まえ有償化の可否、譲渡等について検討する必要がある。</p> <p>また、借受人が貸付契約事項に従って正当に使用しているか否かを常に監理する必要がある。</p> | <p>検討の結果、現時点での無償貸付の合理的な理由はあると認められるとともに、貸付目的等から今後も無償で貸付を行うことが適当であると考えている。</p> <p>また、貸付契約事項に従って使用されているか定期的に現地確認を実施している。</p> |
|                   | 子育て支援課  | 児童厚生施設用地          | 行政財産として分類されているにもかかわらず、公用又は公共用に供されてい   | 検討の結果、利活用や処分が困難な土地であるため、用途廃止を行い、普通財産  |

|        |                          |   |  |
|--------|--------------------------|---|--|
|        |                          | ないものがあるので、早期に利活用計画を策定するか、貸付け・売却等の処分を行う必要がある。  | として適正に管理する。  |
|        | 亀山学園                     | <p>長期間無償で貸し付けているものについて、現時点での無償貸付の合理的な理由の有無の再検討を行うとともに、貸付目的や県と貸付団体との負担のあり方を踏まえ有償化の可否、譲渡等について検討する必要がある。</p> <p>また、借受人が貸付契約事項に従って正当に使用しているか否かを常に監理する必要がある。</p> | <p>検討の結果、現時点での無償貸付の合理的な理由はあると認められた。今後は、契約期間の更新時に改めて見直しを行うこととする。</p> <p>また、貸付契約事項に従って使用されているか定期的に現地確認を実施している。</p>                 |
| 保育専門学院 | 香川県立保育専門学院               | 今後、発生する未利用地について、利活用計画を定めることができないものについては、売却等を含めた処分を検討する必要がある。  | 利活用について検討を行っている。   |
| 障害福祉課  | かがわ総合リハビリテーションセンター（普通財産） | 未利用地に対する利活用計画の策定又は売却等を含めた処分を検討する必要がある。  | 隣接地は高松市営団地であるが、高松市に購入予定はない旨回答を得ている。検討の結果、利活用や処分が困難な土地であるため、普通財産として適正に管理する。   |
|        | 丸山作業所貸付地                 | <p>長期間無償で貸し付けているものについて、現時点での無償貸付の合理的な理由の有無の再検討を行うとともに、貸付目的や県と貸付団体との負担のあり方を踏まえ有償化の可否、譲渡等について検討する必要がある。</p> <p>また、借受人が貸付契約事項に従って正当に使用し</p>                    | <p>検討の結果、現時点での無償貸付の合理的な理由はあると認められたが、今後は、県有財産管理の観点から貸付先と協議しながら、売却に向けた検討を行うこととする。</p> <p>また、貸付契約事項に従って使用されているか定期的に現地確認を実施している。</p> |

|                       |              |                              |  |   |
|-----------------------|--------------|------------------------------|--|---|
|                       |              |                              | ているか否かを常に監理する必要がある。  |   |
|                       | 医務国保課        | 香川大学医学部用地<br>(行政財産)          | 行政財産として分類されているにもかかわらず、公用又は公共用に供されていないものがあるので、早期に利活用計画を策定するか、貸付け・売却等の処分を行う必要がある。  | 水路や里道が介在した土地であるため、全面利用できるような条件整備について、関係機関等と協議の上、売却等の処分を検討する。  |
|                       | 薬務感染症<br>対策課 | 香川県赤十字血液センター                 | 長期間無償で貸し付けているものについて、現時点での無償貸付の合理的な理由の有無の再検討を行うとともに、貸付目的や県と貸付団体との負担のあり方を踏まえ有償化の可否、譲渡等について検討する必要がある。<br>また、借受人が貸付契約事項に従って正当に使用しているか否かを常に監理する必要がある。 | 検討の結果、現時点での無償貸付の合理的な理由はあると認められるとともに、貸付目的等から今後も無償で貸付けを行うことが適当であると考えている。<br>また、貸付契約事項に従って使用されているか定期的に現地確認を実施している。 |
| 商<br>工<br>労<br>働<br>部 | 産業政策課        | 香川産業頭脳化センタービル<br>高温高压流体技術研究所 | 長期間無償で貸し付けているものについて、現時点での無償貸付の合理的な理由の有無の再検討を行うとともに、貸付目的や県と貸付団体との負担のあり方を踏まえ有償化の可否、譲渡等について検討する必要がある。<br>また、借受人が貸付契約事項に従って正当に使用しているか否かを常に監理する必要がある。 | 検討の結果、現時点での無償貸付の合理的な理由はあると認められるとともに、貸付目的等から今後も無償で貸付けを行うことが適当であると考えている。<br>また、貸付契約事項に従って使用されているか定期的に現地確認を実施している。 |
|                       |              | 空港跡地開発整備事業用地                 | 土地開発公社の保有地について、早期に県が買い戻す必要がある。<br>また、県が買い戻すことが困難になった土地について   | 民間業務用地については、分譲条件を緩和し、早期売却に努めている。<br>また、香川大学工学部用地については、早期の売却   |

|       |                  |                     |   |  |
|-------|------------------|---------------------|---|--|
|       |                  |                     | ては、早期に売却等の処分を検討する必要がある。   | に向け、大学と協議中である。   |
|       | 産業政策課<br>産業集積推進室 | 番の州埋立地              | <p>長期間無償で貸し付けているものについて、現時点での無償貸付の合理的な理由の有無の再検討を行うとともに、貸付目的や県と貸付団体との負担のあり方を踏まえ有償化の可否、譲渡等について検討する必要がある。</p> <p>また、借受人が貸付契約事項に従って正当に使用しているか否かを常に監理する必要がある。</p> | <p>検討の結果、現時点での無償貸付の合理的な理由はあると認められるとともに、貸付目的等から今後も無償で貸付けを行うことが適当であると考えている。</p> <p>また、貸付契約事項に従って使用されているか定期的に現地確認を実施している。</p> |
|       | 経営支援課            | 産業交流センター駐車場整備事業用地   | 土地開発公社の保有地について、早期に県が買い戻す必要がある。また、県が買い戻すことが困難になった土地については、早期に売却等の処分を検討する必要がある。  | 香川インテリジェントパークが目指す政策目的に沿って有効に活用することができる事業者に売却することとし、売却先の公募を行った。   |
| 農政水産部 | 農業試験場            | 農業試験場<br>農業試験場三木試験地 | 今後、発生する未利用地について、利活用計画を定めることができないものについては、売却等を含めた処分を検討する必要がある。  | 利活用が見込めないことから、売却等を含めた処分を検討する。  |
|       | 農業大学校            | 農業大学校買田圃場           | 行政財産として分類されているにもかかわらず、公用又は公共用に供されていないものがあるので、早期に利活用計画を策定するか、貸付け・売却等の処分を行う必要がある。   | 隣接地との境界確定などについて、関係者と協議の上、売却等の処分を検討する。  |
|       | 農業生産流通課          | 主基斎田記念碑             | 長期間無償で貸し付けているものについて、現時点での無償貸付の合理的な理由の有無の再検討を行うとともに、貸付目的や県と貸付団体との負担のあり方を   | 検討の結果、現時点での無償貸付の合理的な理由はあると認められるとともに、貸付目的等から今後も無償で貸付けを行うことが適当であると考えている。   |

|         |                         |                                     |  |   |
|---------|-------------------------|-------------------------------------|--|---|
|         |                         |                                     | 踏まえ有償化の可否、譲渡等について検討する必要がある。<br>また、借受人が貸付契約事項に従って正当に使用しているか否かを常に監理する必要がある。        | また、貸付契約事項に従って使用されているか定期的に現地確認を実施している。   |
| 土木部     | 土木監理課                   | 香南町岡地区空港関連事業用地                      | 土地開発公社の保有地について、早期に県が買い戻す必要がある。<br>また、県が買い戻すことが困難になった土地については、早期に売却等の処分を検討する必要がある。 | これまでも売却に努めてきたが、当該土地に係る進入路が狭いこと、段差による高低差が著しいこと、地役権が設定されていることなど、土地利用上不便な点があるため、売却に至っていない。現状に適した土地の売却方法を検討し、早期の売却に努める。 |
|         | 土木監理課<br>用地対策室          | 北谷地区用地                              | 未利用地に対する利活用計画の策定又は売却等を含めた処分を検討する必要がある。   | 一部を警察犬訓練場等として活用しているが、大半は山林である。検討の結果、利活用や処分が困難な土地であるため、普通財産として適正に管理する。   |
|         |                         | 土地開発公社の保有地                          | 土地開発公社の保有地について、早期に県が買い戻す必要がある。<br>また、県が買い戻すことが困難になった土地については、早期に売却等の処分を検討する必要がある。 | 今後とも、利用計画が変更され、買い戻しが困難となった長期保有地については、関係課と連携の上、民間等への売却を進め、公社の負担軽減に努める。   |
|         | 長尾土木事務所                 | 大内ダム管理事務所<br>(職員宿舎)                 | 行政財産として分類されているにもかかわらず、公用又は公共用に供されていないものがあるので、早期に利活用計画を策定するか、貸付け・売却等の処分を行う必要がある。  | ダム公園の駐車場としての利活用及び売却等の処分を検討する。   |
| 西讃土木事務所 | 五郷ダム管理事務所<br>(ダム建設の原石山) | 行政財産として分類されているにもかかわらず、公用又は公共用に供されてい | 検討の結果、利活用や処分が困難な土地であるため、用途廃止を行い、普通財産   |   |

|       |                |  |  |   |
|-------|----------------|--|--|---|
|       |                |  | ないものがあるので、早期に利活用計画を策定するか、貸付け・売却等の処分を行う必要がある。   | として適正に管理する。   |
| 都市計画課 | サンポート高松用地 (A2) | サンポート高松用地 (B1)                                 | 未利用地に対する利活用計画の策定又は売却等を含めた処分を検討する必要がある。   | 現在、アート広場や大型テント広場として暫定活用を図っているが、「サンポート高松北側街区利活用検討委員会」において、利活用の検討を進める。  |
|       | サンポート高松用地 (B2) | 香川中央広域公園整備事業用地<br>高松港頭地区総合整備事業用地 (サンポート高松A2街区) |  |   |
| 下水道課  | 下水道課 (公園緑地等)   |  | 長期間無償で貸し付けているものについて、現時点での無償貸付の合理的な理由の有無の再検討を行うとともに、貸付目的や県と貸付団体との負担のあり方をまえ有償化の可否、譲渡等踏について検討する必要がある。<br>また、借受人が貸付契約事項に従って正当に使用しているか否かを常に監理する必要がある。 | 検討の結果、現時点での無償貸付の合理的な理由はあると認められるとともに、貸付目的等から今後も無償で貸付けを行うことが適当であると考えている。<br>また、貸付契約事項に従って使用されているか定期的に現地確認を実施している。 |
| 水道局   | 総務課            | 中部浄水場職員宿舎<br>綾川浄水場職員宿舎                         | 行政財産として分類されているにもかかわらず、公用又は公共用に供されていないものがあるので、早期に利活用計画を策定するか、貸付け・売却等の処分を行う必要がある。  | 敷地内の法定外公共用財産 (農道、水路) の処理を行った後、売却等の処分を検討する。  |
| 病院局   | 県立病院課          | 中央病院   | 今後、発生する未利用地について、利活用計画を定めることができないものに  | 利活用が見込めないことから、売却する予定であるが、その具体的な方法につ   |



|       |       |  |  |   |
|-------|-------|--|--|---|
|       |       |  | については、売却等を含めた処分を検討する必要がある。   | いては、今後、検討を進める。  |
| 教育委員会 | 高校教育課 | 高松高等学校（校長公舎跡地）<br>高松南高等学校（実習地）<br>高松北高等学校（山林）<br>飯山高等学校（実習地） | 行政財産として分類されているにもかかわらず、公用又は公共用に供されていないものがあるので、早期に利活用計画を策定するか、貸付け・売却等の処分を行う必要がある。  | 高松高校校長公舎跡地については、関係課とも協議しながら対応を検討している。<br>高松南高校、高松北高校及び飯山高校については、平成22年11月に用途廃止を行ったので、今後普通財産として適正に管理する。                   |
|       |       | 元善通寺西高等学校  | 今後、発生する未利用地について、利活用計画を定めることができないものについては、売却等を含めた処分を検討する必要がある。   | 学校施設としての利活用は見込めないことから、関係者の意見も伺いながら対応を検討する。  |
|       | 保健体育課 | ヨットハーバー  | 長期間無償で貸し付けているものについて、現時点での無償貸付の合理的な理由の有無の再検討を行うとともに、貸付目的や県と貸付団体との負担のあり方を踏まえ有償化の可否、譲渡等について検討する必要がある。<br>また、借受人が貸付契約事項に従って正当に使用しているか否かを常に監理する必要がある。 | 検討の結果、現時点での無償貸付の合理的な理由があると認められるとともに、貸付目的等から今後も無償で貸付けを行うことが適当であると考えている。<br>また、貸付契約事項に従って使用されているか定期的に現地確認を実施している。         |
|       | 健康福利課 | 一宮教職員住宅<br>丸亀教職員住宅<br>坂出教職員住宅<br>津田教職員住宅                     | 今後、発生する未利用地について、利活用計画を定めることができないものについては、売却等を含めた処分を検討する必要がある。   | 一宮教職員住宅については、利活用が見込めないことから、売却する予定であるが、その具体的な方法については、今後検討を進める。<br>丸亀教職員住宅、津田教職員住宅については、一般競争入札等により売却済みである。<br>坂出教職員住宅について |

|       |         |  |   |  |
|-------|---------|--|---|--|
|       |         |  |   | は、公募により売却手続を行っている。   |
| 公安委員会 | 警察本部会計課 | 東かがわ警察署相生駐在所<br>高松北警察署観光通待機宿舎<br>高松西警察署川西待機宿舎<br>高松南警察署多肥駐在所 | 行政財産として分類されているにもかかわらず、公用又は公共用に供されていないものがあるので、早期に利活用計画を策定するか、貸付け・売却等の処分を行う必要がある。 | 東かがわ警察署相生駐在所<br>一般競争入札による売却を予定している。<br>高松北警察署観光通待機宿舎<br>随意契約により売却済みである。<br>高松西警察署川西待機宿舎<br>中讃地区拠点警察署の整備後の宿舎需要を見極めながら利活用について検討を進める。<br>高松南警察署多肥駐在所<br>平成22年4月より待機宿舎として利用している。 |
|       |         | 香川県警察本部塩上待機宿舎  | 今後、発生する未利用地について、利活用計画を定めることができないものについては、売却等を含めた処分を検討する必要がある。                    | 一般競争入札による売却を予定している。  |
|       |         | 元高松南警察署跡地  | 土地開発公社の保有地について、早期に県が買い戻す必要がある。また、県が買い戻すことが困難になった土地については、早期に売却等の処分を検討する必要がある。    | 栗林公園前交番を機能強化の上、移転整備した後の残地については、地元の要望等も聞きながら、利活用について検討を進めている。   |

〔総括意見〕

| 所属名                    | 総括意見  | 左に対する措置状況                           |
|------------------------|---|-------------------------------------|
| 政策課<br>総務学事課<br>人事・行革課 | 未利用地について、全庁的・組織横断的に取り組む体制を整備し、県有財産の一元的な管理を行うことにより利活用又は処分の促進を図ることを検討する必要がある。 | 未利用地の利活用又は処分の推進を図るための体制の整備について検討する。 |
| 総務学事課                  | 小規模面積を含む未利用地及びそれに係る維持管理費を県民に公表することを検討                                       | 未利用地情報の公表について、その内容や基準を検討する。         |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | <p>する必要がある。</p> <p>また、この公表にあわせて、広く県民から活用提案を募ることなどについても検討する必要がある。</p>                   |  |
| <p>政策課<br/>総務学事課<br/>教育委員会<br/>高校教育課<br/>公安委員会<br/>警察本部会<br/>計課</p> | <p>施設等の統廃合計画により、未利用地が発生することが明らかな場合には、利活用計画の策定等も同時・並行的に検討して、未利用地の増大を防止するよう努める必要がある。</p> | <p>未利用地が発生することが明らかな場合には、利活用計画や売却計画等について同時・並行的に検討する体制の整備について検討する。</p> |
| <p>土木監理課<br/>用地対策室</p>  | <p>「第三セクター等の改革について」（平成20年6月30日付け総務省自治財政局長通知）に基づき、土地開発公社の抜本的な改革を検討する必要がある。</p>          | <p>他県の状況を調査するとともに、関係機関等と協議を行い、公社のあり方について、研究を進める。</p>                 |